

陸上自衛隊達第23-7号

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第29条の規定に基づき、予備自衛官補の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第23-7号）の全部を改正する。

平成28年5月18日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

予備自衛官補の募集及び採用業務実施に関する達

改正 平成31年3月28日達第23-7-1号 平成31年4月19日達第122-302号
令和元年6月27日達第122-303号 令和2年12月14日達第23-7-2号
令和3年12月22日達第23-7-3号

（趣旨）

第1条 この達は、予備自衛官補の募集及び採用に必要な業務の手續について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓令 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）をいう。
- (2) 予備自衛官補（技能・甲） 予備自衛官補（技能）（訓令第2条第5号に定める予備自衛官補をいう。以下同じ。）で医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、公認心理師、弁護士、司法書士並びに1級海技士、2級海技士及び3級海技士の資格を有する者をいう。
- (3) 予備自衛官補（技能・乙） 予備自衛官補（技能・甲）以外の予備自衛官補（技能）をいう。
- (4) 予備自衛官補（一般） 予備自衛官補（技能）以外の予備自衛官補をいう。
- (5) 海上予備自衛官補（技能） 予備自衛官補（技能）のうち、技術区分「船舶」の者をいう。
- (6) 正当表等 正当表及び解説書をいう。

（応募資格並びに募集及び採用業務に関する指示）

第3条 応募資格は、訓令第5条に定めるところによるほか、予備自衛官補（技能）にあつては、別紙第1に定めるところによる。

2 方面総監は、陸上幕僚長が年度ごとに示す業務計画及び募集の都度示す次の各号に掲げる事項に係る指示に基づき、募集及び採用に関する細部事項をおおむね受付開始30日前までに自衛隊地方協力本部長（以下「地方協力本部長」という。）に示すものとする。

- (1) 応募資格
- (2) 募集及び採用業務の日程
- (3) 試験場又は方面区内に設ける試験場の数の基準
- (4) 試験支援担当部隊等の長（自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）第10条に定める当該自衛隊地方協力本部を援助する部隊等の長をいう。以下同じ。）
- (5) その他必要な事項

（広報）

第4条 地方協力本部長は、方面総監から示された細部指示に基づき、広報を実施するものとする。

2 地方協力本部長が広報を行うため必要とする募集案内その他の広報資料は、受付開始のおおむね30日前までに陸上幕僚長が地方協力本部長に直送する。

(志願者の提出書類)

第5条 予備自衛官補を志願する者(以下「志願者」という。)に提出させる書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予備自衛官補志願票(訓令第6条別記様式第1) 2部
- (2) 自衛隊受験票(別紙第2) 1部
- (3) 返信用封筒(切手添付) 1部
- (4) 国家免許資格等又は大学・短期大学等の卒業証明書の写し(予備自衛官補(技能)志願者のみ。) 1部

(受付担当者及び受付担当者の行う業務)

第6条 志願の受付を担当する者(以下「受付担当者」という。)は、志願者が居住する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長とする。

2 受付担当者以外の部隊等の長が志願者から前条に規定する書類を受けた場合は、当該書類を関係する受付担当者に送付するものとする。

3 受付担当者は、志願者から前条の規定による書類の提出を受け、又は前項の規定により受付担当者以外の部隊等の長から書類の送付を受けたときは、これを受理し、自衛隊受験票に受験番号、試験場及び試験日時等を記入して志願者に交付するとともに、予備自衛官補(一般)受験予定者名簿(別紙第3)又は予備自衛官補(技能)受験予定者名簿(別紙第3の2)(以下別紙第3及び別紙第3の2を「受験予定者名簿」という。)を作成するものとする。

4 受験番号の付与の要領は、次のとおりとする。

受付区分	技術区分	性別の区分	付与番号	受験番号の例
志願を受け付けた自衛隊地方協力本部名を冠する。	予備自衛官補(技能)においては、技術区分(注)を付す。予備自衛官補(一般)は付与しない。	女子においては、付与番号の前に「W」を付す。	予備自衛官補(一般)、予備自衛官補(技能)の技術区分ごと4桁の一連番号を付与する。	札幌 1234
				鹿児島W0123
				東京衛生甲 1234
				福岡語英W 1234

注： 技術区分の記載要領は、それぞれ衛生(甲)は「衛生甲」、法務は「法務」、船舶(甲)は「船舶甲」、衛生(乙)は「衛生乙」、語学(英語)は「語英」、語学(ロシア語)は「語ロ」、語学(中国語)は「語中」、語学(韓国語)は「語韓」、語学(アラビア語)は「語ア」、語学(フランス語)は「語フ」、語学(ポルトガル語)は「語ポ」、語学(スペイン語)は「語ス」、整備は「整備」、システム防護(サイバー)(甲)は「シ甲」、システム防護(サイバー)(乙)は「シ乙」、情報処理は「情報」、通信は「通信」、電気は「電気」、建設は「建設」、放射線管理は「放射」、人事は「人事」、船舶(乙)は「船舶乙」とする。

5 受付担当者は、受付業務終了の後、予備自衛官補(技能)志願者から受理した書類を別紙第4に示す試験担当者に予備自衛官補(技能)受験予定者名簿(別紙第3の2)と併せて送付する。

この場合において、海上予備自衛官補(技能)については、海上幕僚長の定める試験担当者(受付担当者の位置を警備区域内に含む地方隊の地方総監)に予備自衛官補(技能)受験予定者名簿(別紙第3の2)と併せて送付する。

(担当区域外受験の場合の業務手順)

第7条 受付担当者は、担当区域外の試験場で受験を希望する志願者から書類を受理した場合には、調整の上、当該書類を志願者が希望する試験場を担当する試験担当者に送付する。

2 受付担当者は、受験予定者名簿の摘要欄に試験担当者名を注記した上、受付担当者を管轄する方面総監に当該受験予定者名簿を報告するものとする。

(志願者の住所変更の処置)

第8条 志願者が住所変更を行った場合の手続は、次表のとおりとする。

区 分	手続等
志願受付期間中に住所を変更した場合	受付担当者は、提出された書類を志願者の新住所の市区町村の区域を担当区域とする受付担当者に送付する。
	じ後の採用予定者決定までの手続は、志願者の新住所の市区町村の区域を担当区域とするそれぞれの担当者等が業務を行う。
志願受付期間以降に住所を変更した場合	採用予定者決定までの手続は、志願者の旧住所の市区町村の区域を担当区域とするそれぞれの担当者等が業務を行う。

(採用試験の方法、内容、試験担当者及び採点担当者)

第9条 採用試験の方法、内容、試験担当者及び採点担当者は、別紙第4のとおりとする。

(筆記試験問題の作成、送付及び保管)

第10条 陸上幕僚長は、予備自衛官補(一般)の筆記試験問題、正当表等及び予備自衛官補(技能)(海上予備自衛官補(技能)を除く。以下第15条、第16条、第18条及び第19条に規定する予備自衛官補(技能・甲)及び予備自衛官補(技能・乙)において同じ。)の小論文試験問題を作成する。

2 陸上幕僚長は、試験問題、正答表等を別々に試験実施の前々日までに試験担当者に送付する。

3 試験担当者は、送付を受けた試験問題と正答表等を別々に文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱に保管するものとする。ただし、上記の容器がない場合は、鍵のかかる容器又は室に保管するものとする。

(試験担当者の行う業務)

第11条 試験担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 試験場を設置すること。
- (2) 自衛隊受験票により受験者を確認し、かつ、受験予定者名簿を補正して受験者名簿とすること。
- (3) 別紙第5に示す基準に基づき試験班を編成し、試験を実施すること。
- (4) 試験班長以下に対し、教育、指導及び監督すること。

(採点担当者の行う業務)

第12条 採点担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 採点場を設置すること。
- (2) 別紙第6に示す基準に基づき採点班を編成し、筆記試験、適性検査及び小論文を採点し、採点結果を受験者名簿に記録すること。
- (3) 採点班長以下に対する教育、指導及び監督すること。

(試験に伴う支援実施要領)

第13条 試験支援担当部隊等の長が実施する支援事項は、次のとおりとする。

- (1) 試験場の提供

- (2) 試験班編成員及び採点班編成員の差し出し
- (3) 試験場における身体検査の実施及び同判定
- (4) その他調整に基づく事項
(口述試験及び身体検査の実施要領等)

第14条 口述試験の実施要領及び評定基準は、陸上幕僚長が別に定めるところによる。

- 2 身体検査の実施要領及び判定基準は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の定めるところによる。

(試験終了後の処理手続)

第15条 予備自衛官補（一般）の採点担当者（地方協力本部長）は、試験終了の後、筆記試験（作文を除く。）及び適性検査を採点し、採点結果を受験者名簿に記録した後、次の各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を当該方面総監に送付する。

- (1) 受験者名簿
 - (2) 予備自衛官補志願票
 - (3) 口述試験評定票
 - (4) 身体検査表
 - (5) 筆記試験及び適性検査の解答用紙
- 2 予備自衛官補（一般）の採点担当者（方面総監）は、試験終了の後、筆記試験（作文）を採点し、受験者名簿に記録する。
 - 3 予備自衛官補（技能）の採点担当者（方面総監）は、試験終了の後、小論文試験（予備自衛官補（技能・甲）を除く。）及び適性検査を採点し、採点結果を受験者名簿に記録する。また、予備自衛官補（技能・甲）の関係書類及び受験者が提出した国家免許資格等又は大学・短期大学等の卒業証明書の写しを陸上幕僚長に送付する。
 - 4 予備自衛官補（技能・甲）の採点担当者（陸上幕僚長）は、予備自衛官補（技能・甲）の小論文試験を採点し、受験者名簿に記録する。

(採用候補者の決定)

第16条 陸上幕僚長は、予備自衛官補（技能・甲）においては、小論文試験、口述試験、適性検査及び身体検査の全てに合格した者を採用候補者とする。

- 2 方面総監は、予備自衛官補（技能・乙）においては、小論文試験、口述試験、適性検査及び身体検査の全てに合格した者を採用候補者とする。
- 3 方面総監は、予備自衛官補（一般）においては、筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査の全てに合格した者を採用候補者とする。

(採用候補者名簿への記載)

第17条 陸上幕僚長は、前条第1項により決定された採用候補者を採用候補者名簿（別紙第7）に記載する。

- 2 方面総監は、前条第2項及び第3項により決定された採用候補者を採用候補者名簿（別紙第7）に記載する。

(採用候補者への通知及び公表)

第18条 陸上幕僚長は、予備自衛官補（技能・甲）の採用候補者に採用候補者名簿に記載された旨、採用候補者名簿記載通知書（別紙第8）をもって通知する。

- 2 陸上幕僚長は、予備自衛官補（技能・甲）及び海上幕僚長から通知を受けた海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の採用候補者について、方面総監に通知する。
- 3 方面総監は、予備自衛官補（一般）及び予備自衛官補（技能・乙）の採用候補者に採用候補者名簿に記載された旨、採用候補者名簿記載通知書をもって通知する。

4 方面総監は、陸上幕僚長から通知を受けた予備自衛官補（技能・甲）及び海上予備自衛官補（技能）の採用候補者並びに方面総監が決定した予備自衛官補（一般）及び予備自衛官補（技能・乙）の採用候補者を受付担当者に通知する。

5 採用候補者の通知を受けた受付担当者は、特に指示するものを除き公表の処置をとる。

（採用予定者の決定及び通知等）

第19条 陸上幕僚長は、予備自衛官補（技能・甲）の採用候補者に採用に関する意向調査を別紙第9の様式により行い、採用を承諾した者を採用予定者として決定し防衛大臣に上申する。この場合において、方面総監から上申された予備自衛官補（技能・乙）の採用予定者を併せて上申する。

2 方面総監は、予備自衛官補（一般）の採用候補者の中から採用に関する意向調査を別紙第9の様式により行い、採用を承諾した者を採用予定者として決定する。

3 方面総監は、予備自衛官補（技能・乙）の採用候補者の中から採用に関する意向調査を別紙第9の様式により行い、採用を承諾した者を採用予定者として陸上幕僚長に上申する。この場合において、志願票、国家免許資格等の写し各1部を併せて送付する。

4 陸上幕僚長は、防衛大臣から承認された予備自衛官補（技能）及び海上幕僚長から通知される海上予備自衛官補（技能）の採用予定者を方面総監に通知する。

5 方面総監は、前項により通知を受けた予備自衛官補の採用予定者を受付担当者に通知する。

6 方面総監は、予備自衛官補（一般）及び予備自衛官補（技能）として採用された者の予備自衛官補志願票、身体検査表及び国家免許資格等又は大学・短期大学等の卒業証明書の写し（予備自衛官補（技能）のみ。）を担当地方協力本部長（訓令第2条第7号の担当地方協力本部長をいう。）に送付する。

（採用候補者名簿からの削除）

第20条 陸上幕僚長及び方面総監は、採用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除する。

(1) 採用候補者名簿から意向調査を行い、予備自衛官補として採用された場合

(2) 採用候補者名簿から意向調査を行い、予備自衛官補として採用される意思のない旨の申し出があった場合

(3) 採用候補者名簿に記載された日から2年が経過した場合

(4) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号に該当することとなった場合

(5) 死亡した場合

（報告及び書類の保存期間）

第21条 募集及び採用業務に関し提出する報告等は、別紙第10に定めるもののほか別に示す。

2 この達に定める関係書類の保存期間は1年とする。ただし、採用候補者名簿の保存期間については3年とする。

附 則

1 この達は、平成28年5月18日から施行する。ただし、第6条に規定する海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の業務は、平成29年1月1日から適用する。

2 この達の施行の日から平成28年12月31日までの間に予備自衛官補を志願する者が、廃止前の予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令第6条別記様式第1による予備自衛官補志願票を提出した場合は、新規に制定された予備

自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令第6条別紙様式第1による予備自衛官補志願票を提出したものとみなす。

3 この達施行の際、改正前の予備自衛官補の募集及び採用業務に関する達別紙第2に定める自衛隊受験票の用紙は、現に保有しているものに限り、当分の間、内容を修正して使用することができる。

4 自衛官等の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第23-9号）の一部を次のように改正する。

別紙第15中「予備自衛官補「一般・技能」」を「予備自衛官補（一般）、陸上予備自衛官補（技能）、海上予備自衛官補（技能）」に改める。

別紙第15の注釈中「※6 予備自衛官補応募者は、一般・技能の区分を□で囲むこと。」を削る。

附 則（平成30年3月28日陸上自衛隊達第23-7-1号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年12月14日達第23-7-2号）

この達は、令和2年12月14日から施行する。

附 則（令和3年12月22日達第23-7-3号）

この達は、令和3年12月22日から施行する。

予備自衛官補(技能)応募資格

- 1 日本国籍を有する者
- 2 18歳以上で次の表に定める国家免許資格等を有する者
- 3 自衛官であった期間が1年未満である者

技術区分		国家免許資格等	年齢
技能・甲	衛生(甲)	医師又は歯科医師(経験年数12年以上)	36歳以上 55歳未満
		薬剤師(経験年数16年以上)、臨床心理士(経験年数16年以上)	55歳未満
		医師又は歯科医師(経験年数12年未満)、薬剤師(経験年数16年未満)、臨床心理士(経験年数16年未満)、公認心理師	54歳未満
	法務	弁護士(経験年数12年以上)、司法書士(経験年数16年以上)	55歳未満
		弁護士(経験年数12年未満)、司法書士(経験年数16年未満)	54歳未満
	船舶(甲)	1級海技士(航海)(経験年数12年以上の者)	35歳以上 55歳未満
		1級海技士(機関)(経験年数12年以上の者)	55歳未満
		1級海技士(航海)(経験年数12年未満の者)、 1級海技士(機関)(経験年数12年未満の者)、 2級海技士(航海)、2級海技士(機関)、3級海技士(航海)、 3級海技士(機関)	54歳未満
	システム防護(サイバー)(甲)	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士 ただし、下記特技保有者にあっても、民間セキュリティ企業等においてエバンジェリスト、シニアアナリスト、役員等として5年以上の勤務経験又は解析業務担当者等として13年以上従事し、上記資格保有者と同等の識能を有していると認められる者を有する者 CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC-3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCPE、GNFA、GCTI、GASF、GREM、CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア、プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第1種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、第2種情報処理技術者、基本情報技術者	54歳未満
	技能・乙	衛生(乙)	理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士
語学		英語 外国語短期大学等以上の卒業生(当該語学の専攻学科卒業者に限る。)又は実用英語技能検定準1級以上若しくはこれと同等以上の能力を有する者	53歳未満
		英語以外の語学 ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語について、外国語短期大学等以上の卒業生(当該語学の専攻学科卒業者に限る。)又はこれと同等以上の能力を有する者	
整備		1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士	
システム防護(サイバー)(乙)	CCSP、CSSLP、CompTIA CASP+、CompTIA CySA+、CompTIA Pentest+、CEH、CHFI、CASE、CTIA、CISA、CISM、CRISC、LPIC-3、GCIH、GCED、GMON、GDSA、GCDA、GDAT、GPEN、GWAPT、GXPN、GCFA、GCPE、GNFA、GCTI、GASF、GREM、CND、GSEC、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、システム運用管理エンジニア プロダクションエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、テクニカルエンジニア、第1種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、システム監査技術者、情報セキュリティアドミニストレータ 上級システムアドミニストレータ、応用情報技術者、ITストラテジスト システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、第2種情報処理技術者、基本情報技術者	53歳未満	

情報処理	システムアナリスト、プロジェクトマネージャー、アプリケーションエンジニア、プロダクションエンジニア、第1種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、システム運用管理エンジニア、テクニカルエンジニア（ネットワーク）、テクニカルエンジニア（データベース）、テクニカルエンジニア（システム管理）、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）、テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）、上級システムアドミニストレータ、情報セキュリティアドミニストレータ、第2種情報処理技術者、基本情報技術者、システム監査技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、情報処理安全確保支援士	53歳未満
通信	第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、AI第1種工事担任者、アナログ第1種工事担任者、DD第1種工事担任者、デジタル第1種工事担任者、AI・DD総合種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者	
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者	
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士、木造建築士	
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者	
人事	遺体衛生保全士（エンバーマー）、納棺士、保育士	
船舶（乙）	4級海技士（航海）（経験年数18年以上の者） 4級海技士（機関）（経験年数18年以上の者） 5級海技士（航海）（経験年数19年以上の者） 5級海技士（機関）（経験年数19年以上の者）	54歳未満
	4級海技士（航海）（経験年数18年未満の者） 4級海技士（機関）（経験年数18年未満の者） 5級海技士（航海）（経験年数19年未満の者） 5級海技士（機関）（経験年数19年未満の者）	53歳未満

※ 本表に記載された資格と同等の資格を有する者の応募資格の指定については、別に示す。

(表)

自衛隊受験票		注欄は記入しないでください。
		受付地方 協力本部 <small>注</small>
応募種別	幹部候補生「大卒程度・院卒者」、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛大学校学生「総合選抜・推薦・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）」、陸上自衛隊高等工科大学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、予備自衛官補（一般）、陸上予備自衛官補（技能）、海上予備自衛官補（技能）その他（ ）	
受験番号	<small>注</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> <p style="margin: 0;">〔 志願票と同じものを貼り付ける。 〕</p> <p style="margin: 0;">縦 4 × 横 3 cm</p> </div>
氏 名		
試験場	<small>注</small>	
試験日時	<small>注</small>	
<p>注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を <input type="checkbox"/> で囲むこと。</p> <p>2 幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を <input type="checkbox"/> で囲むこと。</p> <p>3 防衛大学校学生志願者は、総合選抜・推薦・一般の区分を <input type="checkbox"/> で囲むこと。</p> <p>4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）の区分を <input type="checkbox"/> で囲むこと。</p> <p>5 陸上自衛隊高等工科大学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を <input type="checkbox"/> で囲むこと。</p>		

(裏)

<p style="margin: 0;"><u>受 験 上 の 注 意</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;">1 この票を持参しない者は、試験場には入れません。 <li style="margin-bottom: 10px;">2 当日は試験開始30分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示してください。 <li style="margin-bottom: 10px;">3 この票は試験時間中、机の上に置いてください。 <li style="margin-bottom: 10px;">4 試験場では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は、退場させることがあります。
--

備考：用紙は、日本産業規格A6とし、横長に使用する。

別紙第4（第6条、第7条関係）

採用試験の方法、内容、試験担当者及び採点担当者

区 分	方 法	内 容	試験担当者	採点担当者
予備自衛官補 （一般）	筆記試験	教養試験、作文	地方協力本部長	地方協力本部長 （作文は方面総監）
	口述試験	個別面接		
	適性検査	陸上自衛隊の心理適性検査に関する達（陸上自衛隊達第32-17号）に定めるところによる。		
	身体検査	自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）別表第1又は別表第2に定めるところによる。		
予備自衛官補 （技能）	小論文試験	小論文	方面総監	方面総監 （予備自衛官補（技能・甲）の小論文は陸上幕僚長）
	口述試験	個別面接		
	適性検査	陸上自衛隊の心理適性検査に関する達（陸上自衛隊達第32-17号）に定めるところによる。		
	身体検査	自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）別表第1又は別表第2に定めるところによる。		

注1：試験担当者については、上の表に定めるところにより難い場合は、別に定めるところによる。

2：海上予備自衛官補（技能）の試験担当者は地方総監である。

別紙第5（第11条関係）

試験班の編成基準

試験方法	職務	階級等	人員数	1個試験班の受験者数	摘要
筆記試験	筆記試験班長	1尉以上	1	約50名	筆記試験補助者は必要に応じて設けることができる。
	筆記試験班員	3尉以上1尉まで	1		
	筆記試験助手	准尉以下	1		
	筆記試験補助者	准尉以下	1		
身体検査	身体検査判定官	医師たる隊員	1	約150名	身体検査判定官は、身体検査官を兼務できる。この場合、身体検査官は身体検査判定官と歯科医師たる隊員又は部外歯科医師の2名とすることができる。
	身体検査官	医師若しくは歯科医師たる隊員又は部外医師	5		
	X線技術者	X線技術者たる隊員又は部外X線技術者	1		
	身体検査助手	准尉以下	12		
口述試験	口述試験班長 (予備自衛官補(一般)においては「試験官正」という。)	1尉以上 予備自衛官補(技能・甲)は1佐以上、予備自衛官補(技能・乙)は3佐以上	1	約25名	予備自衛官補(技能)の試験の班員には、当該技能に関連する担当者を含めることを考慮する。
	口述試験班員 (予備自衛官補(一般)においては「試験官副」という。)	曹長以上 予備自衛官補(技能・甲)は3佐以上、予備自衛官補(技能・乙)は1尉以上	2		
	口述試験助手	准尉以下	3		
適性検査	適性検査班長	適性検査担当幹部	1	約150名	班長は陸上自衛隊の心理適性検査に関する達(陸上自衛隊達第32-17号)第7条第1項に該当する者とする。
	適性検査助手	准尉以下	2		
備考	<p>1 上記の試験班長等は、適任の事務官等をもって充てることができる。(筆記試験助手、筆記試験補助者、身体検査助手、口述試験助手及び適性検査助手には適任の非常勤隊員を充てることができる。)</p> <p>2 1個試験班の受験者数は基準であり、受験者の数に応じて適切に筆記試験班員及び助手の要員を増やすものとする。</p> <p>3 試験場の特性に応じ、班員等を増・減員することができる。</p> <p>4 筆記試験、口述試験及び適性検査の班長、班員、班付及び助手は異なる試験の種類においては兼務することができる。</p> <p>5 予備自衛官補(一般)の口述試験は、試験官正及び試験官副の2名で面接を行うものとする。</p> <p>6 口述試験班付、助手はほかの班の班付、助手を兼務できる。</p> <p>7 身体検査助手は各測定記録員を兼務させる等の効率化により減員することができる。</p>				

別紙第6（第12条関係）

採点班の編成基準及び任務

職 務	適性検査及び教養試験	作文及び小論文	任 務
採点班長	1尉以上	3佐以上	採点業務の管理 採点結果の管理
採点係長	准尉以上	1尉以上	採点・記録の点検、確認
採点係	3曹以上	3曹以上	正答表に基づく採点
記録係	3曹以上	3曹以上	採点結果の受験者名簿への記録

注1：採点係長、採点係及び記録係は、採点所要に応じ増員することができる。

2：適任の事務官等を充てることができる。（適性検査及び教養試験における採点係及び記録係並びに作文及び小論文における記録係には、適任の非常勤隊員を充てることができる。）

別紙第7（第17条関係）

陸上自衛隊〇〇方面隊予備自衛官補（技能）採用候補者名簿（一例）

本名簿は、令和〇年〇月〇日、陸上自衛隊〇〇方面隊予備自衛官補採用試験合格者の氏名等を記載したものである。

本名簿が失効する日は、令和〇年〇月〇日である。

〇〇方面隊

（区分）

席次	受験番号	氏名	記事

注：区分別（一般、技能・甲、技能・乙）に記載する。

別紙第8（第18条関係）

令和 年 月 日

受験番号： _____ ○ ○
_____ 殿

陸上自衛隊

○ ○ 方面総監

採用候補者名簿記載通知書（一例）

あなたは、令和 年度陸上自衛隊予備自衛官補採用試験に合格し、令和 年 月 日付をもって、陸上自衛隊○○方面隊予備自衛官補採用候補者名簿に記載されました。

なお、名簿が失効する日は、令和 年 月 日です。

別紙第9（第19条関係）

令和 年 月 日

受験番号： _____ ○ ○

_____ 殿

陸上自衛隊

○○方面総監

採用に関する意向調査について（一例）

あなたは、令和○○年度第○回陸上自衛隊○○方面隊予備自衛官補（一般）採用候補者名簿（有効期限 令和 年 月 日）に記載されました。

つきましては、同封のはがき（回答表）に記入の上、 月 日（必着）までに返送してください。「採用に応じる」と回答された時点で採用候補者は採用予定者となり、後日辞令書が交付されます。

なお、採用予定者としての資格を保有するのは令和 年 月 日までです。回答票が返送されてこない場合は、採用されない場合があります。また、採用に応じると回答した後、やむを得ない事情により採用に応じられなくなった場合は、直ちにその旨を書面により連絡して下さい。

連絡先

〒○○○-○○○○

住所

○○県○○市

○○方面総監部人事部募集課

電話番号

○○○-○○○-○○○○（内線： _____）

別紙第10（第21条関係）

報告区分		報告統制 記 号	報告時期	報告者	報告内容	
志願 状況	各月志願状況	募 援 定 第 2 4 号	志願受付間の月末の状況を各翌月4日 （土日祝祭日の場合は翌日）1200 まで	方面 総監	付紙第1	
	最終志願状況		志願受付最終日の翌日1200まで			
受験状況		募 援 定 第 2 5 号	試験終了後3日以内			
教養試験得点別 人員状況		募 援 定 第 2 6 号	試験終了後2日以内			付紙第2
合格状況		募 援 定 第 2 7 号	合格発表の翌日まで			付紙第1
採用状況		募 援 定 第 2 8 号	発令後3日以内			

方面隊	地本	システム防護(サイバー)(乙)																																												
		GFEN			GWAPT			GXFN			GCFA			GCFE			GNFA			GCTI			GASF			GREM			CND			GSBC			システムアナリスト			プログラマー/エンジニア			アプリケーションエンジニア			システム運用管理エンジニア		
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
計																																														
合計																																														

方面隊	地本	システム防護(サイバー)(乙)																																													
		アプリケーションエンジニア			ネットワークエンジニア			データベースエンジニア			アプリケーションエンジニア			第1種情報処理技術者			ソフトウェア開発技術者			システム監査技術者			情報セキュリティスペシャリスト			上級システムエンジニア			応用情報技術者			ITストラテジスト			システムアーキテクト			モバイル/ウェアラブルエンジニア			ITサービスマネージャ			第2種情報処理技術者			
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子
計																																															
合計																																															

方面隊	地本	情報処理																																													
		システム防護(サイバー)(乙)			基本情報技術者			システムアナリスト			プログラマー/エンジニア			アプリケーションエンジニア			第1種情報処理技術者			ソフトウェア開発技術者			ネットワークスペシャリスト			データベーススペシャリスト			システム運用管理			アプリケーションエンジニア			モバイル/ウェアラブルエンジニア			ITサービスマネージャ			第2種情報処理技術者						
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子
計																																															
合計																																															

方面隊	地本	情報処理																																													
		アプリケーションエンジニア			上級システム			情報セキュリティ			第2種情報処理技術者			基本情報技術者			システム監査技術者			応用情報技術者			ITストラテジスト			システムアーキテクト			モバイル/ウェアラブルエンジニア			ITサービスマネージャ			情報処理安全確保支援士			合計			通信						
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子
計																																															
合計																																															

方面隊	地本	通信																																										
		第2種総合業務通達士			第1種海上業務技術士			第2種海上業務技術士			AI第1種			アナログ第1種			DD第1種			デジタル第1種			AI・DD総合種			アナログ総合種			合計			電気			建築									
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子
計																																												
合計																																												

方面隊	地本	建築																																										
		2級造幣士			測量士			測量士補			1級建築機械施工			2級建築機械施工			1級造幣施工管理			2級造幣施工管理			1級土木施工管理			2級土木施工管理			1級管工事施工管理			2級管工事施工管理			木造建築士			合計			放射線管理			
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子
計																																												
合計																																												

方面隊	地本	放射線管理												人 事												船舶(乙)								技能公募合計	
		合計			運体衛生保全士			納税士			保育士			合計			4級船技士(航海)			4級海技士(機関)			5級海技士(航海)			5級船技士(機関)			合計			男子	女子	計	
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子
計																																			
合計																																			

方面隊	地本	一般公募						総合計					
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
		計											
合計													

